

一般社団法人田川地区防災協会事務局職員等の雇用取扱規程

制定 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人田川地区防災協会（以下「協会」という。）の事務局職員（以下「専従事務局職員」という。）の勤務条件等について必要な事項を定める。

(雇用期間)

第2条 雇用期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、福岡県田川地区消防組合の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年組合規則第6号）の規定を準用する。

2 出退勤に際しては、本人自ら所定の方法により出退勤の事実を記録しなければならない。

(勤務を要しない日及び休日の取扱)

第4条 職員の勤務を要しない日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認めるときは、勤務を命ずることができる。

(年次有給休暇)

第5条 採用後6ヶ月勤務した後、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第39条の規定に定める別表第1に掲げる日数の年次有給休暇を与える。

(年次有給休暇の請求)

第6条 年次有給休暇を請求しようとするときは、所定の手続きにより、事前に会長に届出るものとする。

(賃金等)

第7条 専従事務局職員には、次に定める賃金等を支給する。

- (1) 基本賃金
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 通勤手当

- 2 基本賃金の額は、別表2のとおりとする。
- 3 第1項に規定する賃金は、毎月21日（21日が第4条に規定する日の場合はその前日）に支払うものとする。
- 4 第1項第2号に規定する時間外勤務手当は、基本賃金を1日の勤務時間で除した賃金に100分の125を乗じた額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 第1項第3号に規定する通勤手当は、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（昭和56年条例第1号）第15条の規定を準用する。

（災害補償）

第8条 専従事務局事務職員の災害補償は、労働災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）の定めるところによる。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、専従事務局職員の雇用に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人の登記の日から施行する。

別表 1（第5条関係）

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

*所定労働日の8割以上出勤

別表 2（第7条関係）

区 分	賃 金
事務局職員	1日勤務6,000円